獣医師・家畜人工授精師の皆様へ

不正な精液や受精卵は、注入・移植・採取しない！

（法令を遵守し、トラブルを防ぎましょう）

- ✓ **正しい証明書が添付されていない精液や受精卵**を**譲渡・使用（注入・移植）**をすることは**不正な行為**です。
- ✓ **家畜人工授精簿、授精証明書、受精卵証明書**等には、**正しい情報を記載する必要**があります。

これらの事項に抵触する場合は、**家畜改良増殖法違反**に問われる可能性があります。

詳しい注意点はこちら（裏面）

ご不明な点や不正流通に関する情報等がありましたら、お住まいの都道府県又は地方農政局等に連絡してください。

組織名	部署名	連絡先
千葉県	農林水産部畜産課	043-223-2939（直通）
関東農政局	生産部畜産課	048-740-0416（直通）

農林水産省

精液・受精卵の使用や受精卵の採取の際には、以下に注意して下さい！

① **注入**しようとする**精液**には、**正しい精液証明書が添付**されていますか？

② **採卵**しようとする供卵牛の**授精証明書**には、**正しい精液証明書が添付**されていますか？

ストローの融解や採卵を開始する前に必ず証明書の原本を確認して下さい！

農家が所有する精液を注入する際や、**他者が精液を注入した牛から受精卵を採取**する際は、**特に注意が必要です！**

精液証明書の確認のポイント

- **既に使用された痕跡はありませんか？**
  - 授精証明書から**剥がした痕跡（破れ、割印の跡）**がある
  - 「譲渡・経由の確認」等が**修正液で塗りつぶされている**
- **偽造（コピー等）された形跡はありませんか？**
  - 他の証明書と紙質や印刷の色が違う
- **「譲渡・経由の確認」の欄は正確ですか？**
  - 記載漏れや不自然な経由がある
- **記載内容とストローの表示が一致していますか？**
  - 採取年月日が異なる

不正が確認された際の対応

- 精液証明書の不正が疑われる場合は、精液の融解や体内受精卵の採取を中止してください。
- 精液の注入や体内受精卵の採取等の後に精液証明書の不正に気がついた場合は、授精証明書や体内受精卵証明書は交付しないでください。
- お住まいの都道府県又は地方農政局等にご相談ください。

※移植しようとする受精卵の受精卵証明書や、体外授精に使用する精液の精液証明書についても同様に注意して下さい。